

新城市における空家等対策に関する協定書

新城市（以下、「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下、「乙」という。）とは、新城市内における空家等の対策の推進に関して、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通・活用等の空家等に関する対策を推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため連携・協力して、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1） 空家等の適切な管理に関すること。
- （2） 空家等の利活用の促進に関すること。
- （3） その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

（情報共有）

第3条 甲及び乙は、前条の取り組みにあたり、情報の共有に努めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力において、相手方より知り得た情報について、本協定の期間中及び期間終了後を問わず、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（期間）

第5条 本協定の期間は、本協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間の満了前までに、甲又は乙により、書面による別段の意思表示がなされないときは、期間を更に1年間延長し、以降も同様とする。

(変更等)

第6条 本協定の変更又は破棄は、甲又は乙からの申し出により、双方の協議及び合意の上、行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙の協議により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 29年 10月 5日

甲 愛知県新城市字東入船6番地1

新城市

新城市長

穂積亮次

乙 愛知県名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号

愛知県司法書士会

会長

和田博恭